

住宅ローン適正利用について

近畿労働金庫（以下、「金庫」といいます）では、以下のような行為を禁止し、厳格に対応しております。

【禁止する行為】

- ・投資用や賃貸用物件の購入資金であるにもかかわらず、自己居住用と偽り住宅ローンを利用すること（第三者に^{そそのか}された場合を含む）
- ・住宅ローンの対象物件に居住せず、賃貸等や投資を目的として物件を利用すること
- ・転売益や利回り等、収益獲得を目的として物件を取得すること
- ・当初は居住予定としながらも事情の変化等を理由に事前に金庫の承諾を得ることなく第三者へ賃貸等すること

【契約違反によってお客さまに発生しうる主なリスク】

- ・契約違反を理由とした借入金の一括返済請求
- ・信用情報機関への登録と今後の金融取引への重大な影響
- ・詐欺等の法的責任を問われ、警察や関係当局への届け出対象となる可能性
- ・自己破産や個人民事再生等において、免責が認められない場合があること

なお、有担保ローンでは不動産（土地や建物）に対し、保証機関による抵当権を設定しますが、この行為は当該不動産の売買価格の妥当性や欠缺^{けんけつ}（ある要素が欠けていること）がないこと等を保証機関や金融機関としてお客さまに保証する行為ではありません。

上記の内容をご理解いただいたうえで、本申込が「お申込人ご本人またはそのご家族の居住を目的としたものであり、事情が変わった場合でも金庫の事前承諾なく賃貸利用等は行わないこと」をご確認いただき、適正な目的で『ろうきん住宅ローン』へのお申込みをお願いいたします。

以上